

動薬協会発 20 号
平成 30 年 4 月 16 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦顕
(公印省略)

家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

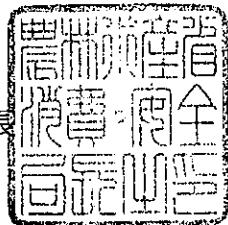
平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（29 消安第 6824 号）がありましたので、お知らせします。

29消安第6824号
平成30年4月2日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長



家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令の公布について

貴職におかれましては、日頃より農林水産行政の推進に御協力をいただき、ありがとうございます。

本日、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第24号）が公布・施行され、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号。以下「規則」という。）の一部が改正されました。

本改正は、最新の科学的知見及び情勢に鑑みて家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止を行うことを目的とするものであり、下記事項を主要な内容としています。

つきましては、これらについて御了知いただきますようお願いします。

記



1 馬伝染性貧血の全国的な定期検査の廃止

馬伝染性貧血は、我が国において清浄化が達成されたと考えられることから、規則第9条から本病に関する部分を削除するとともに、規則第10条の表の一に本病を追加しました。あわせて、検査の方法を定める規則別表第1から本病に関する部分を削除しました。

2 病原体所持に係る規制を措置する病原体の整理

病原体の流出等による伝染性疾患の発生及びまん延の危険性の低減を図る観点から、病原体の危険度に応じた所持規制が平成23年に設けられました。今般、国際的な病原体所持規制の強化など、病原体所持を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、牛痘ウイルス（弱毒株）、結核病菌（マイコバクテリウム・ボービス）並びに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザウイルス（H7N9亜型）については、届出伝染病等病原体又は所持規制の適用除外の病原体から要管理家畜伝染病病原体に変更しました。

なお、要管理家畜伝染病病原体に追加される病原体を既に所持している者が病原

体を引き続き所持するために施設整備等を準備する期間を設けるため、病原体の所持に係る改正規定については平成31年4月1日に施行します。

3 発生予防措置及びまん延防止措置の実施状況に係る月ごとの報告の廃止

法第12条の2及び規則第20条第1項の規定に基づく検査の実施状況等の報告、法第35条及び規則第42条第1項の規定に基づくまん延予防措置に係る実施状況報告については、毎月10日までに前月中の措置内容を農林水産大臣に報告することとしていましたが、電子機器の発達に伴い電子メール等を用いた緊急連絡体制が構築されたことから、月ごとの定期報告を聽取する必要性が低下してきたため、当該定期報告を廃止しました。

4 患畜等の死体等の焼却、埋却及び消毒の規定の改正

家畜の伝染病が発生した場合には、規則第30条及び規則第33条の4に基づく家畜防疫員の指示に基づき、患畜等の所有者は、家畜伝染病の発生時における死体等の焼却、埋却及び消毒を実施することとされています。

今般、死体等の焼却、埋却及び消毒の基準について技術の進歩や現在の畜産の実態を踏まえるとともに、消毒等の実施者への健康や環境への配慮等に関する事項について新たに記載しました。

また、これら基準に基づく対応の詳細については、農林水産省消費・安全局長が別に定めるところによるものとします。

5 家畜伝染病の具体的な検査方法の規定の改正及び廃止

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病等については、法第5条及び規則第9条の規定に基づき定期検査をすることとなっており、規則別表第1に検査の方法を定めています。

牛のブルセラ病及び結核病については、定期検査並びに当該検査により摘発した患畜についての法第17条の規定に基づく殺処分を基本とした防疫対策により清浄化が進展しています。このため、今年度から消費・安全局動物衛生課長が定めるところにより牛のブルセラ病及び結核病の全国的清浄性確認サーベイランスを実施することとし、別表第1について、細菌検査において病原体が認められたものを患畜とする等、最新の知見に基づく改正を行いました。

ヨーネ病については、都道府県における検査状況を踏まえ、規則別表第1のうちエライザ法による検査を削除しました。

6 指定検疫物に付す標識の省略等

指定検疫物については、法第40条から法第43条までの検査の結果、監視伝染病の病原体をひろげるおそれがないと認められた場合、未検疫物との混同を避けるため、

規則第51条第4項の規定に基づき標識を付さなければならないこととされています。

現在、牛又は馬については耳標、マイクロチップ等によって、動物以外の指定検疫物については電子情報処理組織によって管理しており、標識を付さなくとも未検疫物との混合は避けられます。このため、指定検疫物のうち、牛又は馬については個体識別措置を講じているものを、動物以外の指定検疫物については容器包装の大きさ又は状態によりスタンプを押すことが困難なものを標識を付す対象から除くこととしました。

また、携帯品として輸入される指定検疫物及び指定検疫物を包有する郵便物について、スタンプを押した場合には、当該スタンプをもって輸入検疫証明書とみなすこととしました。

7 輸出検査を受けなければならない物の変更

法第45条第1項の規定に基づき、輸出検査をしなければならない物は、輸入国政府がその輸入に当たり、我が国の検査証明書を必要としている物及び農林水産大臣が国際動物検疫上必要として指定する物となっています。

一方で、近年、輸入国政府がリスク評価を行った結果、輸出検査を求めない国も現れるようになっていることから、農林水産大臣が指定する物について、規則第45条に定める指定検疫物のうち、生きた動物、ふ化を目的とする卵、精液、受精卵、未受精卵及び鳥獸の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定される野生動物由来製品以外の物であって、相手国政府が我が国の検査証明書を必要としていないものは輸出検査をしなければならない物から除外することとしました。